

## 高額療養費の事後申請

「限度額適用認定証」の交付を受けずに医療機関にかかり、医療費(保険適用分)の自己負担額(医療機関の窓口で支払う金額)が高額になったときや、複数の医療機関にかかった場合などは、あとから申請して高額療養費の支給を受けることになります(自己負担限度額は、P16～19参照)。

### 高額療養費の申請について

支給対象者(申請は原則初回のみ)には、診療月から概ね3か月後(※1)に「高額療養費支給申請書」を送付しています。申請書が届いたら振込口座情報など必要事項を記入し、領収書のコピーを添えて国民健康保険課へ送付してください。窓口にお越しいただく必要はありません。郵送での手続きになります(事前申請は受け付けていません)。このときにご記載いただいた振込口座情報は、2回目以降の高額療養費の自動振込先として登録されます(※2)

ただし、以下の例の場合などは申請書もしくは自動振込対象の人(※2)は支給決定通知書が送付されませんので、4か月以上経過しても通知が届かない場合は国民健康保険課へお問い合わせください。

例1 世帯主(擬制世帯主を含む)及び(当該年度の4月1日時点で)19歳以上の国保加入者のうち所得の未申告者がいる場合(所得がない場合も含む)

例2 申請書の支給予定額が500円未満の場合

例3 高額療養費を受領後に、かかった医療費の額に変更があった場合

例4 診療月の途中で、世帯主が変更となった場合

注意1: 高額療養費は原則診療月の翌月1日から2年を過ぎると、時効により申請できなくなります。

注意2: 保険税の滞納がある人は、高額療養費の支給額を原則保険税に充当していただきます。

注意3: 高額療養費の支給決定後等に医療機関の請求もれ等の理由で追加支払いをされた場合、高額療養費を追加支給できる場合がありますので、国民健康保険課へお問い合わせください。

※1 高額療養費の額は医療機関からの請求に基づいて決定されます。病院からの請求が遅延している場合や国保連合会での審査に通常より時間を要している場合などは、3か月目以降に高額療養費支給申請書を送付する場合があります。

### ※2 高額療養費の自動振込について

#### 申請手続きの簡素化

・下記に記載している対象者の場合、初めて高額療養費の支給対象となったときに、高額療養費支給申請書等を送付しますので、その際に申請手続きを行ってください。

・申請書に記入された口座は、以後、高額療養費の支給が発生したときの受取口座として登録されますので、口座の変更・廃止等がない限りは、再度申請手続きを行っていただく必要はありません。

・振込予定日の約1週間前ごろに支給決定通知書を発送します。

・ただし国民健康保険税に滞納がある場合、高額療養費の自動振込みを停止します。

(対象者) 高額療養費に係る療養のあった月の初日において、国民健康保険に加入していること。ただし、下記の場合、自動振込みができないことがあります。

(1) 世帯主及び当該世帯主の世帯に属する被保険者の資格の異動があった場合。

(2) 指定した金融機関の口座に振込みができなかった場合

(3) 国民健康保険税の滞納がある場合

(4) 申請書の内容に偽りその他不正があった場合

## 厚生労働大臣が指定する 特定疾病の場合

長期間にわたって高額な治療を必要とする特定疾病の人は、自己負担額が一医療機関につき、1か月10,000円(人工透析が必要な70歳未満の「上位所得者世帯(P16表I参照)」に属する人の自己負担額は1か月20,000円)までとなります。

「特定疾病療養受療証」を発行しますので、国民健康保険課へ申請してください。

交付申請に  
必要なもの

- 保険証
- 医師の証明書
- マイナンバーカード(P9参照)

### 厚生労働大臣指定の特定疾病とは

- 1 人工透析を必要とする慢性腎不全
- 2 先天性血液凝固因子障害
- 3 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

特定疾病の場合も高額療養費と同様に、75歳到達月は自己負担限度額が半額となります。

特定疾病の場合は同一県内の市町へ住所異動した月の自己負担限度額の半額措置はありません。

## 一部負担金の減免(生活困難による)

災害、事業の休廃業、失業などで生活が困難になり、一部負担金の支払い(医療機関での支払い)が困難な人には、一部負担金を減免できる場合があります。以下の1～3すべてに当てはまる人は国民健康保険課までご相談ください。

- 1 災害、事業の休廃業、失業などが原因で生活が困難になった人
- 2 治療期間の収入が生活保護基準の1.3倍以下の人
- 3 現金及び預貯金の合計額が生活保護基準の1,155/1,000の3倍以下の人